

十九鷹鳴要言劄記

別記一卷

卷之三

民意を代表して官僚政府を倒壊した現聯合政府は今や如何なる官僚政治であると雖り及勦政黨を以て或も労働者に脅迫するとして居る即ち本題議會上に提出された右の議案を維持する事であることは光年民衆の懲罰ある反対に一時其の擱を設けたる彼の過激な社會運動取締法案の一時現上院に付託され於て某の看護院客の如何に不拘斯の如き萬能は明かに警報運営を率屈せんとする旨の付託ある今や然國に於ける經濟的不況を益々其の深刻の度を増し矢張り本院に付託され元職し、ある此の時に斯の如き憲法の制定を見出すは法典の自体に相当する結果となるため社会不安の度を一層増すに至るは謂ふべから故に改訂として眞の國民生活をして眞の安全と改善口を思ふから斯の如き憲法案の制定せざるは勿論であつて其れ以上失業者の救済を考へ可らずある以上之理由に依つて大會は斯の如き憲法案の制定に対する對を以て断然として反対すべき下

大正十一年三月四日

官葉勞立羅氏藝

卷之三

代議士　山口政

私ハ現内閣、興党ヲアル政友會、一員ニアリ。然ニ本此  
ノ治安維持法案ニ直接干係アル小川司法大臣ヲ氣力党  
ヨリ出シテ居ルニ拘ハラズ、該法案ニ反対シ今晚既遂ニ  
参リマレタハ自分ノ所見ヲ述ヘタハ考テ参タ、ニアリマス  
政府ノ議会ニ提出シテ居ル。治安維持法ハ何故制定ニシ  
トスルカラ考察スルニ裏、ノ政府ハ大正十二年ニ過激法  
案ヲ出シタ夫レハ時恵ニ日本共産党事件祭覽シタカラ  
密結社ハ治安警察法ヲ取締リ出来ルノ内乱罪トシテ処  
分スル処カナイカア、過激取締法ヲ出シタ、カ又過激  
宣傳費用ヲ外国カラ貰シトキノ取締ヲ理由トシテ出シ  
テアルカ四國ノ情勢ヲ法律トナシナカリタ。政府ノ治